様式第151号の1（第43条関係）　　　　　　　　　　　　　　　(一般用)

|  |
| --- |
| 捜索調書　（謄本） |
| 年　　　月　　　日　　　　　　　殿村事務吏員　　　　　　　　　㊞滞納処分のため、下記のとおり捜索したから、国税徴収法第146条第1項の規定により、この調書を作りました。 |
| 滞納者 | 住（居）所（所在地） |  |
| 氏名（名称） |  |
| 滞納金額 | 年度 | 税目 | 納期限 | 督促状発付年月日 | 税額 | 督促手数料 | 延滞金額 | 加算金額 | 加算金額 | 滞納処分費 |
|  |  | ・・ | ・・ | 円 | 円 | 下記の金額 | 円 | 円 | 下記の金額（　　）円 |
|  |  | ・・ | ・・ |  |  | 〃 |  |  | 〃（　　　） |
|  |  | ・・ | ・・ |  |  | 〃 |  |  | 〃（　　　） |
| 計 |  |  |  |  |  | 〃（　　　） |
| 捜索した場所又は物 |  |
| 捜索日時 | 年　　月　　日 | 午　　時　　分から午　　時　　分まで |
| 備考 |  |
| 上記の捜索に立ち会い捜索調書謄本を受領しました。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日（　　　　　　　　　）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞ |
| 捜索調書謄本（捜索を受けた者あて）を受領しました。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日（　　　　　　　　　）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞ |
| 記1　「滞納金額」は納期限の翌日から納付（納入）の日までの日数に応じ税額に督促状を発した日から起算して11日目までの期間については7.3パーセント、それ以後の期間については年14.6パーセントの割合で計算した額です。なお、計算した額が10円未満であるとき又は10円未満の端数があるときは、その全額又は端数は切り捨てます。2　「滞納処分費」は、滞納処分に要した費用で（　）書の金額は、この調書作成の日までのものです。 |
| 注意 | この捜索について不服があるときは、この謄本を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、村長に審査請求をすることができます。 |